

ます。

詳細については、「6. 進級要件・修了要件と年間履修上限単位」(12頁～13頁)を参照してください。

### (3) 修了要件について〔2019年度入学者適用〕

法科大学院を修了するためには、未修者は108単位、既修者は72単位を修得し、かつ通算GPAが2.00以上でなければなりません。そして、この必要最低単位数は、学年ごとに、必修科目、選択必修科目、選択科目の区分に応じて所定の単位数を修得することによって満たされなければなりません。学年ごとに修得しなければならない単位数については「6. 進級要件・修了要件と年間履修上限単位」(12頁～13頁)を参照してください。

### (4) 成績評価について

法科大学院では、学生の能力と資質を正確に反映した客観的かつ厳格な成績評価(学修の成果に関する評価)が行われます。成績評価は、試験の成績のほかに、授業中の発言、質疑応答等の結果、レポートなどを総合的に勘案してなされます(各科目の成績評価の方法はシラバスに掲載)。試験及び成績評価の具体的説明は、「8. 試験について」(27頁～28頁)と「9. 成績評価について」(29頁～30頁)を参照してください。

### (5) 修了判定及び進級判定並びに成績評価に対する異議申立て

修了判定、進級判定、成績評価に疑義がある場合には、決められた期間に申し出ることにより、法科大学院長に対して、異議申立てができます。詳細は、「専修大学法科大学院における修了判定及び進級判定並びに成績評価に対する異議申立てに関する規程」(306頁)を参照してください。なお、異議申立期間に先立ち、試験講評資料の配付、出題者による講評解説、個別指導、採点済み答案(コピー)の返却といった試験結果のフィードバックを行います。

## 2. 履修モデル(2019年度入学者)

専修大学法科大学院は、社会のあらゆる分野で活躍できる法律家を育成するため、カリキュラムに幅広い多様な科目を配置しています。法律家として必要な法律基本科目や実務基礎科目に加え、特定の法分野に強く、将来その道の専門家として活躍していく法曹にとって必要な科目も多数配置しています。

したがって履修にあたっては、多くの科目群の中から、自らの興味・関心、志向やニーズに応じて、適切な科目を選択することが求められます。必修科目を除いて、時間割で指定された範囲で自由な履修が可能です。履修にあたってその参考にできるよう、以下に履修モデルを提示しておきます。

ここで提示した履修モデルは、あくまで基本となる一般的なモデルであって、実際にどの科目を選択して履修するかは、各自の学修計画に照らして、自ら選択することになります。時間割との関係やシラバスによる各授業科目の内容の確認も必要となります。民事履修モデルと刑事履修モデルの双方を参考にしつつ、履修科目を選択するなど、各履修モデルを複合的に利用することもできます。

### 1) 各履修モデルの共通部分

1年次(未修者1年目)と2年次(未修者2年目・既修者1年目)の履修科目は、その多くが必修科目であり、必修科目は各履修モデルとも共通となります。

#### ア. 1年次

1年次においては、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の法律基本科目に属する14科目計34単位が必修です。1年次前期で履修する科目は比較的少なく、基礎的な法律基本科目であり、後期で学習する科目を理解するために学習しておくべき科目です。

1年次前期の必修科目は、統治の基本理論、民法Ⅰ(財産法システムⅠ)、民法Ⅱ(財産法システムⅡ)、刑法Ⅰ(総論)、刑事訴訟法Ⅰの5科目計15単位であり、後期の必修科目は、人権の基礎理論Ⅰ、人権の基礎理論Ⅱ、民法Ⅲ(事務管理・不当利得・不法行為)、民法Ⅳ(家族法)、商法Ⅰ(企業組織)、商法Ⅱ(決済システム・企業取引)、民事訴訟法、刑法Ⅱ(各論)、刑事訴訟法Ⅱの9科目計19単位です。

1年次の年間履修上限単位は39単位ですので、必修科目14科目計34単位を除くと、残りは5単位

となります。実務基礎科目の法情報検索（選択科目・前期1単位）及び法文書作成の基礎（選択科目・前期1単位）は全員が履修することが望ましいので、この他に基礎法学・隣接科目（選択必修科目・各2単位）の7科目のなかから、1科目を選択して履修することができます。選択に当たっては、各履修モデルを参考にしうえて、前期・後期のバランスにも配慮しながら、自分に合った科目の選択を心がけてください。

#### イ. 2年次

2年次においては、未修者は必修科目14科目（各2単位）計28単位、既修者は必修科目13科目（各2単位）計26単位を履修することになります。具体的には、前期では、行政法の基礎理論、応用民事訴訟法、民事法総合演習Ⅰ（現代契約法）、刑事法総合演習Ⅰ（刑法総論重点）、憲法総合演習Ⅰ（人権保障論）の必修科目5科目計10単位を履修し、後期では、民事法総合演習Ⅲ（不動産及び金融取引法）、商法演習Ⅰ（企業組織）、商法演習Ⅱ（決済システム・企業取引）、刑事法総合演習Ⅱ（刑法各論重点）、刑事法総合演習Ⅲ（刑事訴訟法重点）、憲法総合演習Ⅱ（憲法訴訟論）、行政法総合演習Ⅰ（行政活動法）、民事実務演習（基礎）の必修科目8科目計16単位を履修することになります。未修者はこれらの科目の他に民法特論を履修しますので9科目計18単位となります。以上の必修科目以外については、2年次の年間履修上限単位は未修者38単位、既修者36単位ですので、それぞれ10単位まで選択履修することができることとなりますが、基礎法学・隣接科目は選択必修科目ですので、2年次までにこの選択必修の4単位を履修しておくことが望ましいでしょう。

未修者は、1年次ですでに実務基礎科目の法情報検索（1単位）及び法文書作成の基礎（1単位）を履修しており、この他に基礎法学・隣接科目から2単位を履修している場合は、それ以外の実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の中から10単位以内で選択することになります。

既修者は、全員、実務基礎科目の法情報検索（前期1単位）及び法文書作成の基礎（前期1単位）を履修することが望ましいので、この他に実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目から、8単位以内で選択することになります。

修了要件単位は未修者108単位、既修者72単位ですから、2年次までに履修した残りの単位数以上を次の3年次に履修しなければならないこととなります。なお、司法試験における「選択科目」（8番目の基本科目に相当）については、当然に、2年次から学修をスタートさせることが望ましく、展開・先端科目から希望する「選択科目」を選択履修することを強くお勧めします。

#### ウ. 3年次

3年次においては、全員が履修すべき必修科目が8科目16単位です。すなわち、前期には、法律基本科目の会社法特論、行政法総合演習Ⅱ（行政救済法）、実務基礎科目の模擬裁判、法曹倫理、刑事実務演習の5科目計10単位、そして、後期には、法律基本科目の民事法総合演習Ⅱ（民事責任法）、刑事法総合演習Ⅳ（刑事法事例演習）と実務基礎科目の民事実務演習の3科目計6単位が必修となります。この他、実務基礎科目の選択必修科目であるクリニック、ロイヤリング、エクスターンシップから2単位分を選択して履修しなければなりません。3年次の年間履修上限単位は44単位ですので、26単位以下の範囲で自由に履修科目を選択することができ、ここで各履修モデルの違いが出てくることとなります。

なお、2・3年次対象の選択の法律基本科目として、前期に民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法事例演習）、憲法総合演習Ⅲ（憲法判例形成論）、後期に民事法総合演習Ⅳ（家族法）、商法特論を配置しています。この4科目については、各科目担当教員から、学修が進んだ段階である3年次に履修するよう要望がありますので、3年次に履修することを薦めます。

## 2) 民事履修モデル

市民生活に根ざした「社会生活上の医師」としての法曹の中核となる業務は、市民生活における民事事件（家事事件も含む）であることはいまでもありません。こうした民事事件に熱意をもって取り組む法曹（社会生活上の医師という視点は、主に弁護士を想定していますが、民事裁判を行う裁判官になるためであっても、法科大学院における学修には基本的に異なるところはありません）を養成するという目的から、この民事履修モデルでは、とりわけ民事実務に関連する科目を中心に履修するモデルを提示します。民事法の理論及び実務を修得することに力を注ぐモデルです。

1年次（未修者1年目）は、前述のように、14科目全34単位の必修科目を履修するほか、前期に法情報検索及び法文書作成の基礎、後期に法哲学または法と経済を履修するものとします（1年次計38単位）。

2年次（未修者2年目・既修者1年目）においては、共通部分で述べたように、未修者は必修科目

14科目28単位、既修者は13科目26単位を履修することになります。基礎法学・隣接科目群の7科目（ただし、未修者は1年次で履修した科目を除く）と展開・先端科目群、実務基礎科目群のうち、どの科目を選択して履修するかは、各自の関心によって決められるべきですが、前期に法情報検索及び法文書作成の基礎を履修する（未修者で1年次に法情報検索・法文書作成の基礎を履修した者を除く）ほか、民事事件を扱う法曹にとっても、法制度の全体像、法律家のあり方、法解釈のあり方などを把握・理解することが重要であることから、1つのモデルとしては、後期に法哲学・法と経済を履修することが考えられます。そのほか、医療問題に関心があれば、既修者は、前期の法情報検索、後期の法と経済に代えて、前期の医事法、後期の法医学を履修するのもよいでしょう。履修モデルの共通部分で述べたように、すでに1年次で法情報検索・法文書作成の基礎・法哲学または法と経済を履修した未修者は、より幅広く10単位分を、基礎法学・隣接科目群と展開・先端科目群、実務基礎科目群の中から選択することができます。その場合のモデルとしては、前期の環境問題と法Ⅰと医事法、後期の法医学と消費者法をあげておきます。

3年次（未修者3年目・既修者2年目）においては、市民間の民事紛争を対象とする法分野の科目を履修するためのモデルとして、夏期集中のエクスターンシップ以外に、前期では、環境問題と法Ⅰ、医事法、後期では、執行・保全法、消費者法、法医学をそれぞれ履修することが考えられます（これら全てを履修すると計6科目11単位）。それぞれの内容は本講義要項・シラバスに委ねますが、いずれも企業法務・渉外法務を除く一般の民事事件を扱う弁護士にとって重要な科目です。このモデルでは、これらに加えて、労働法を学びたい人には、労働法Ⅰ（基本領域）、労働法Ⅱ（展開領域）、労働法演習の3科目計6単位、税法を学びたい人には、租税法Ⅰと租税法Ⅱの2科目計4単位、倒産法を学びたい人には、倒産法Ⅰと倒産法Ⅱの2科目計4単位が用意されており、学生のニーズに応じた科目選択をすることができます。

区分	科目名	配当年次	区分	科目名	配当年次
基礎法学・隣接科目	法哲学 法と経済	1～3	展開・先端科目	倒産法Ⅰ・Ⅱ 租税法Ⅰ・Ⅱ 消費者法 医事法 環境問題と法Ⅰ・Ⅱ（演習） 法医学	2・3
展開・先端科目	労働法Ⅰ（基本領域） 労働法Ⅱ（展開領域） 労働法演習 執行・保全法	2・3			

### 3) 刑事履修モデル

近時、弁護士の専門化による刑事事件離れの傾向が指摘されています。しかし、例えば経済・金融分野の弁護士を目指すとしても、刑事法関連の基本的素養、実務知識、法適用の前提となる事実認定能力の修得は必要不可欠なものです。これをおろそかにすることは、他分野についても、正義にもとづく常識的な解決能力を身につけられない結果を招きます。

そのため、刑事裁判官、検察官を希望する人達はもちろん、弁護士希望の人達も、刑事分野は基本的分野であるとの心構えで履修科目に取り組んでください。

刑事法関連の必修科目は、法律基本科目として、2年次で、刑事法総合演習Ⅰ（刑法総論重点）、同Ⅱ（刑法各論重点）、同Ⅲ（刑事訴訟法重点）があります。また、3年次で、法律基本科目として刑事法総合演習Ⅳ（刑事法事例演習）、実務基礎科目として刑事実務演習、模擬裁判があります。刑法、刑事訴訟法を具体的事実をもとにしてどのように適用、展開していくのかを段階的に学びます。

また、2・3年次の展開・先端科目には選択科目として刑事政策、法医学、刑事法特論（少年法・被害者保護法）があります。更に基礎法学・隣接科目群の法哲学も刑事法の基礎理念に関連するものです。

刑事法に関連する科目を掲げましたが、刑事法は基本法であり他の法領域にも密接に関連しています。自分自身の関心にしたがって、幅広い観点での取り組みを希望します。

区分	科目名	配当年次	区分	科目名	配当年次
基礎法学・隣接科目	法哲学	1～3	展開・先端科目	刑事政策 刑事法特論（少年法・被害者保護法） 法医学	2・3

### 4) 企業法務履修モデル

法科大学院は高度専門職業人としての法曹を養成するための教育機関ですが、高度専門職業人としての法曹は、法律の調査研究ないし学習それ自体がその主要な業務です。その意味では、法曹としての実質的な業務は法科大学院において既に開始しているといっても過言ではないでしょう。それゆ

え、いかなる科目を履修するかは決定は、法曹としての進路を見据えて、十分な情報を収集したうえで戦略的に行うことが必要でしょう。以下において、履修科目の決定の参考のために履修モデルを一応掲げておきます。しかし、このモデルに囚われることなく、履修モデルの枠を越えて履修することも期待し、歓迎します。

企業の活動に伴って生起する法律問題は、多様でありその全てを法科大学院の教育によりカバーすることはもとより不可能です。したがって、法曹となった後に、問題に直面する度毎に関連する法律について調査し、研究しなければなりません。そのための基礎的な能力は法律基本科目の学習ないしは研究により培われます。1年次及び2年次（既修者1年目）に配当されている法律基本科目の研究ないし学修が企業法務の何よりの備えであることを忘れてはなりません。

1年次及び2年次の履修については、「各履修モデルの共通部分」に説明している通りですから、ここでは、企業法務の履修モデルのうち3年次の展開・先端科目についてのみ説明を加えることとします。

企業は、公法上及び私法上のあらゆる法律問題に直面します。ただ、これらの法律問題には企業に特有の問題があります。したがって企業法務の履修モデルにおいては、展開・先端科目のうち、企業活動に伴って生じる企業に特有の法律問題に対処し、又は解決するために必要とされる法律を掲げます。ただし、3年次において必修科目以外の科目から履修可能なのは合計28単位ですが、選択必修の実務基礎科目から2単位の履修が必要で、1・2年次の履修如何によっては、基礎法学・隣接科目群から4単位の選択必修科目の履修が必要です。そこで、国際取引など渉外関係に関する科目及び知的財産に関する科目の多くは渉外法務履修モデル又は知的財産法務履修モデルに掲げられていることから、本履修モデルでは割愛しました。企業法務履修モデルは、結果的には、企業買収・権利の証券化などの投資銀行業務に対応したものとなっています。しかし、渉外法務・知的所有権法務も企業法務の一側面であり、渉外法務の履修モデルに掲げられている科目も適宜履修することを勧めます。

独自の理念及びそれに基づく基本原理を有する法律分野を対象とする展開・先端科目としては、独占禁止法Ⅰ・Ⅱ、租税法Ⅰ・Ⅱ、金融商品取引法、労働法Ⅰ（基本領域）、労働法Ⅱ（展開領域）、国際私法Ⅰ・Ⅱ及び環境問題と法Ⅰ・Ⅱなどをあげることができます。これらの法律分野を扱う科目は法学部においても開講されていますが、大学院教育と学部教育とは本質的に異なるものであり、既に学部の課程で履修している場合にも重ねて受講することにより、より大きな成果が期待できます。学部と法科大学院における重複履修を避ける必要はありません。商法と会社法の分野を質量ともにより掘り下げ、しかも企業の法律実務の新しい動向に目を向ける選択科目として、商法特論があります。

法曹教育が大学に大学院として設置されている理由の一つは、法学研究、とりわけ展開・先端科目の研究が大学において独占的に行われていることにあります。これらの科目を専門家から体系的に学修する機会は法科大学院修了後は困難でしょう。また、展開・先端科目の法理論及び法解釈の技術の多くも一般の民商法と共通のものであり、その応用演習の側面を有します。それゆえ、学修計画上支障のない範囲においてはありますが、展開・先端科目の積極的な履修を勧めます。

また、企業活動の国際化にともない、契約書のみならず企業活動に用いられる様々な文書の英語化が進展しています。国際取引上の紛争においては多くの場合英米法が適用されていることは周知の通りです。したがって、ここに述べるまでのことではありませんが、企業法務には英語の能力が不可欠なものとなっています。同様に、中国語及び中国法の需要が著しく増加していることも看過すべきではありません。

なお、法曹というのは弁護士だけでなく、裁判官も含まれます。企業法務に関係する法を知り理解した裁判官を養成することも法科大学院制度が設けられた理由です。裁判官志望者にも、企業法務履修モデルに掲げる展開・先端科目の履修を期待します。

区分	科目名	配当年次	区分	科目名	配当年次
法律基本科目（選択）	商法特論	2・3	展開・先端科目	労働法Ⅱ（展開領域）	2・3
展開・先端科目	金融商品取引法 独占禁止法Ⅰ・Ⅱ 労働法Ⅰ（基本領域）	2・3		国際私法Ⅰ・Ⅱ 租税法Ⅰ・Ⅱ 環境問題と法Ⅰ・Ⅱ（演習）	

## 5) 知的財産法務履修モデル

ビッグデータ、IoT、AI等の情報を蓄積・送信する技術、バイオ技術あるいは自動運転など、新たなハイテク技術分野等において、法の問題に密接に関わる時代を迎え、従来型の法曹では必ずしも十分には対応できない事象が頻出してきました。ここに新しいタイプの法曹を急ぎ養成することが求め

られることになりました。このたびの司法制度改革の狙いの一つもこの点にあります。

理学、工学、医学、農学など、理系の素養を備えた法曹の養成、それに、法学を学んできた者についても、著作権法、特許法、意匠法、商標法などの知的財産法に関しても高度の知識を有する法曹の養成が求められています。知的財産法に限りませんが、これからは、特定分野に特化した法領域に強い法曹の活躍する場が急増するでしょう。そのための人材の養成こそが急務になっています。

この知的財産法務履修モデルは、ビジネス・ローの中にあつて重要な柱である知的財産法の領域で活躍できる人材、すなわち、現に次々と生じつつある新たな法的課題を解決できる人材の養成を目指したものです。

履修上の一般的な注意を述べると、民法（財産法）、民事訴訟法、知的財産法、企業法務、国際関連の科目には特に力をいれて欲しいと思います。もちろん、必修科目等をひと通り学ばなければなりません。実務に就いた段階に視点を移すと、さきの5種の科目群は大きな力となるでしょう。

年次ごとに整理してみると：

1年次（未修者）は、14の必修科目（計34単位）に、選択必修科目の基礎法学・隣接科目の「EU法」、「法と経済」、「外国法」などから1科目（2単位）、選択科目の「法情報検索」（1単位）、「法文書作成の基礎」（1単位）の履修となるでしょう（合計38単位）。

2年次（既修者は1年目）の履修科目は、必修科目、選択必修科目が中心となります。このうち、必修科目の13科目（26単位）は必須ということで固定されます（なお、未修者は「民法特論」（2単位）を含む14科目（28単位）となります）。残り10単位のうち、基礎法学・隣接科目及び知的財産法などの展開・先端科目から5科目（10単位）を履修することができます。知的財産法には早目に接したほうがよいので、是非とも「知的財産法Ⅰ（著作権法）」、「知的財産法Ⅱ（特許・実用新案法）」の2科目（計4単位）を必ず履修して下さい。残りの6単位のうち、基礎法学・隣接科目の「EU法」、「法と経済」、「外国法」などから2科目（4単位）を履修することをお勧めします（未修者は合計38単位、既修者は合計36単位となります）。

3年次（既修者は2年目）の履修科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目となります。このうち、①必修科目は「法曹倫理」などの8科目となります（合計16単位）。②選択必修科目の実務基礎科目からは「クリニック」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」から2科目（計2単位、必須）を選ぶこととなります（合計2単位）。③既修者はさらに基礎法学・隣接科目から「EU法」、「法と経済」、「外国法」などから1科目（計2単位）を選ぶこととなります。④展開・先端科目からは「知的財産法演習」を必ず含めて、さらに「執行・保全法」、「独占禁止法Ⅰ」、「独占禁止法Ⅱ」、「国際私法Ⅰ」、「国際私法Ⅱ」、「国際私法演習」などから併せて、合計最低3科目（合計6単位）を選びます。⑤選択科目は、法律基本科目からは「民事法総合演習Ⅳ（家族法）」、「民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法事例演習）」、「商法特論」、「憲法総合演習Ⅲ（憲法判例形成論）」の4科目（計8単位）、実務基礎科目からは「要件事実」、「公法系訴訟実務の基礎」、「民事法文書作成」の3科目（計6単位）が選択の対象となるでしょう。

以上で、修了要件単位を取得することになりますが、3年次の履修上限単位が44単位なので、3年次に前述した展開・先端科目などで特に履修洩れしたと考える科目があれば、それらを追加選択履修するのが良いでしょう。

ここに、あらためて付言しますが、知的財産法務履修モデルは、民法・民事訴訟法を主軸としつつ、社会が要請している企業法務、渉外法務（国際法務）に関わる広い法領域を視野に入れていきます。

区分	科目名	配当年次	区分	科目名	配当年次
実務基礎科目（選必）	クリニック ロイヤリング エクスターンシップ	3	展開・先端科目	国際私法Ⅰ・Ⅱ※ 国際私法演習※	2・3
	基礎法学・隣接科目		EU法 法と経済 外国法	法律基本科目（選択）	
展開・先端科目		知的財産法Ⅰ（著作権法） 知的財産法Ⅱ（特許・実用新案法） 知的財産法演習 独占禁止法Ⅰ・Ⅱ※ 執行・保全法※	2・3	実務基礎科目（選択）	法情報検索 法文書作成の基礎
	要件事実（基礎）				2・3
	民事法文書作成 要件事実 公法系訴訟実務の基礎				3

（註）「展開・先端科目」（修了要件として少なくとも12単位以上の修得が必要）に掲げた知財3科目（合計6単位）は、それらの履修を必ず薦める科目です。※の科目については、3年次に余裕があれば履修することが望ましい「推奨科目群」です（なお、「EU法」、「法と経済」、「外国法」以外の「基礎法学・隣接科目」に属する他の科目もこの「推奨科目群」に含めることができます）。選択科目全てを必須的修得として薦めるのは、これらの科目はいずれも一般法に深く関わるものであり、司法試験に資するとの理由によります。

## 6) 渉外法務履修モデル

近時における取引活動のグローバル化から生ずる法律問題や法律紛争に対応することのできる法曹を目指す履修モデルです。民事履修モデルを基本に据えながら、かつ、展開・先端科目のうち、渉外法務に関連する科目の理論と実務を履修する履修モデルです。

1年次（未修者）は、14科目全34単位の必修科目を履修し、このほか、選択必修科目の基礎法学・隣接科目から1科目（2単位）、選択科目の法情報検索（1単位）、法文書作成の基礎（1単位）を履修することもできます。

2年次（既修者は1年目）において、渉外法務の履修モデルを履修する前提となるのが、法律基本科目群に属する必修科目と選択必修科目です。必修科目としての民事法総合演習Ⅰ（現代契約法）、応用民事訴訟法、民事実務演習（基礎）、商法演習Ⅰ（企業組織）、商法演習Ⅱ（決済システム・企業取引）等に加えて、選択必修科目としては、展開・先端科目の保険法、独占禁止法Ⅰ・Ⅱなどから2科目4単位を選択します。加えて、法社会学、西洋法制史、EU法、法哲学、日本法制史、法と経済、外国法などの基礎法学・隣接科目群から4単位が選択必修ですが、モデルとしては、前期の外国法、後期の法と経済の2科目4単位です。

3年次では、必修科目としての前期の行政法総合演習Ⅱ（行政救済法）、会社法特論、法曹倫理、刑事実務演習、模擬裁判と後期の民事法総合演習Ⅱ（民事責任法）、刑事法総合演習Ⅳ（刑事法事例演習）、民事実務演習に加えて、選択必修として、実務基礎科目から2科目（2単位）選択します。

肝心の渉外法務の科目では、2～3年次にかけて前期で履修できるのは国際私法Ⅰ、環境問題と法Ⅰの2科目4単位です。後期は、国際私法Ⅱ、国際私法演習、環境問題と法Ⅱ（演習）の3科目6単位です。余裕があれば、知的財産権に関連する科目（Ⅰ・Ⅱ、演習）、執行・保全法、倒産法Ⅰ・Ⅱの履修も望めます。

区分	科目名	配当年次	区分	科目名	配当年次
基礎法学・隣接科目	EU法 法と経済 外国法	1～3	展開・先端科目	知的財産法演習 保険法 独占禁止法Ⅰ 独占禁止法Ⅱ 執行・保全法 倒産法Ⅰ 倒産法Ⅱ	2・3
展開・先端科目	国際私法Ⅰ 国際私法Ⅱ 国際私法演習 環境問題と法Ⅰ 環境問題と法Ⅱ（演習） 知的財産法Ⅰ（著作権法） 知的財産法Ⅱ（特許・実用新案法）	2・3		実務基礎科目	法情報検索 法文書作成の基礎

## 7) コミュニティサービス履修モデル

コミュニティサービスは、法律基本科目群の履修をふまえたうえで、現実の社会生活に密接に関連する具体的な法律諸科目の履修を目的とする領域です。そのため、本領域では、各自の問題関心にもとづく多様な履修が可能となるように、展開・先端科目を中心に数多くの科目を配置しており、実際の履修に当たっては、各自シラバスを参照しながら事前にしっかりと学習計画をたてるよう心がけてください。以下のモデルはそのための参考として示すものであり、全員が機械的にこれと同じ履修をしなければならないというわけではないことに留意してください。

1年次（未修者）では、必修の法律基本科目34単位のほか、実務基礎科目の法情報検索（1単位）、法文書作成の基礎（1単位）、基礎法学・隣接科目群から法と経済を履修します。法と経済は、経済活動を対象とするものですが、各種社会的規制などコミュニティのあり方にも関連する科目です。

2年次では、必修の法律基本科目・実務基礎科目（未修者28単位、既修者26単位）のほかに、年間履修上限単位（未修者38単位、既修者36単位）の範囲内で基礎法学・隣接科目と展開・先端科目を履修します。基礎法学・隣接科目では法社会学を履修します。法社会学は、法と社会の関わりを扱う基礎的な科目であって、法解釈学を学ぶに当たっても重要な意義をもつ科目です。展開・先端科目としては、労働法Ⅰ（基本領域）、労働法Ⅱ（展開領域）、労働法演習、租税法Ⅰ、租税法Ⅱ、地方自治法、社会保障法、消費者法、環境問題と法Ⅰ、環境問題と法Ⅱ（演習）といった行政や地域社会・市民生活と関連の深い諸科目のなかから各自の選択に応じて履修します。

3年次では、必修科目として法律基本科目8単位、実務基礎科目8単位及び選択必修の実務基礎科目2単位を履修したうえで、展開・先端科目として、2年次についてあげた上記の諸科目のなかから各自の選択に応じて履修します。このほか、基礎法学・隣接科目群及び選択科目の法律基本科目及び実務基礎科目群からそれぞれ各自の関心にしたがって履修することもできますが、公法系訴訟実務の

基礎は国や自治体に関わる紛争を扱うものであり、本履修モデルに密接に関わる科目として履修することを勧めます。

区分	科目名	配当年次	区分	科目名	配当年次
基礎法学・隣接科目	法社会学 法と経済	1～3	展開・先端科目	社会保障法 消費者法 環境問題と法Ⅰ 環境問題と法Ⅱ（演習）	2・3
展開・先端科目	労働法Ⅰ（基本領域） 労働法Ⅱ（展開領域） 労働法演習	2・3		実務基礎科目	公法系訴訟実務の基礎
	租税法Ⅰ 租税法Ⅱ 地方自治法		法情報検索 法文書作成の基礎		1・2